



弁護士法人

西村綜合法律事務所

参加
無料

労務トラブルを未然に防ぐ！

専門書にも記載のない

問題社員対応 最新実例 セミナー

東証プライム・スタンダード企業を含む累計150社以上の
労務顧問対応をしてきた代表弁護士によるクライアントを納得させる実践知

いずれかの日程にお申込みください

日時

9/ 9 (水) 16:00~17:30
9/10(木) 16:00~17:30

参加お申込みは
こちらから

開催
形式

オンライン開催
Zoomにてライブ形式で実施いたします



セミナーご参加いただいた方への特典

無料法律相談

セミナーの内容に限らずどんなお困りごとでもご相談いただけます

広告

弁護士法人西村綜合法律事務所（第二東京弁護士会）
〒105-0004 東京都港区新橋1丁目1-13 アーバンネット内幸町ビル3F



弁護士法人西村綜合法律事務所
代表弁護士 西村啓聡

■経歴

東京大学法学部卒業、第二東京弁護士会登録、元日弁連情報問題対策委員会委員

■来歴

2026年8月時点で累計150社（東証プライム、スタンダード他）以上の顧問対応をしてきた。使用者側の労働問題に力を入れており、数多くの企業の労働問題を解決。多数の社労士事務所の顧問実績がある。現在、ニデックの永守重信元会長の顧問をしている。

このようなお悩み・お困りごとはございませんか？



顧問先から問題社員対応について聞かれた際
教科書通りに答えたら社長から怪訝な顔をされてしまった



団体交渉対応になりそうな問題社員対応案件が出てきており
社長に響く事前アドバイスを知りたい



メンタル不調を理由に休職を繰り返す社員への対応で
会社側としてどう動くべきか判断に迷っている

問題社員対応は、1つ間違えれば”不当解雇の裁判”や”団体交渉”になる可能性があります。不当解雇の裁判になった場合、和解により法人側が年収の1年分以上を払う場合もあります。他方で、問題社員を放置すると、知らないうちに組織の雰囲気が悪くなり「離職率が高まる」とともに「業務効率が落ちる」など多大な影響があります。実際に問題社員を放置した結果、1つの部門が機能不全になってしまった例がありました。

しかし、問題社員のトラブルは、やり方によっては解決できる場合があります。当事務所は、このような問題社員への対応を得意としています。本セミナーでは、社労士の先生方が顧問先に説明する際、社長に響く具体的な実践知を提供したいと思っています。

参加をご希望の方は、QRコードのお申し込みフォームをご利用いただくか
もしくは下記の枠内をご記入の上FAXにてご返送下さい
FAX送付先(東京事務所)：03-3237-3516

貴 法 人 名		役職・ご芳名	
ご 住 所			
ご 連 絡 先	【TEL】	【FAX】	
Eメールアドレス	@		
参 加 希 望 日	<input type="checkbox"/> 9/9(水)16:00～17:30	<input type="checkbox"/> 9/10(木)16:00～17:30	